

憲法 (配点 60 点)

以下の問題文を読み、設問に解答しなさい。

【問題文】

Xは、東京都内で平成24年1月12日および平成24年2月12日の2回にわたって、当時16歳の女子高校生に対し児童買春をした罪で逮捕され、平成25年4月15日、その罪で略式命令により罰金50万円の刑に処せられ、即日罰金を納付した。Xは、以後、罪を犯すことなく、妻と幼い子らと共に平穏な生活を送っており、政治的、社会的な団体等に所属するなど、社会に特段の影響を与えるような活動は全くおこなってはいない。

しかし、罰金刑を受けてから3年余り過ぎた現在でも、Y社が管理・運営するインターネット検索（以下「Y検索」という。）でXの住所と氏名を入力すると、検索結果のうち49個のウェブサイト（Y検索）には、Xの上記逮捕歴を示す記事の全部又は一部が、表題（タイトル）ないし抜粋（スニペット）に表示されている。表示されている記事の内容は、おおむね事実であり、記事にはXが逮捕された日と当時の住所、氏名、職業、年齢が摘示されているため、本件検索結果を全体として読めば、Xの知人であれば、児童買春によりXが逮捕されたという過去の逮捕歴を知ることができる。

そこでXは、「忘れられる権利」の侵害を理由として、上記検索結果の削除請求権を有すると主張し、民事保全法23条2項の仮の地位を定める仮処分命令として、インターネットの検索エンジン「Y」のウェブサイトを管理・運営する米国法人Y社を相手に、「検索結果目録にかかる各検索結果を仮に削除せよ。」（以下「本件削除命令」という。）との決定を求めて、平成28年6月1日に東京地方裁判所に訴訟を提起した。

【設問1】

前科・犯罪経歴をみだりに公開されない利益は、憲法13条によって保障される権利・利益といえるかを論じたうえで、Xが侵害されたと主張する「忘れられる権利」（社会生活の平穏を害されその更生を妨げられない利益）が憲法13条によって保障されるか論じなさい。（30点）

【設問2】

仮にXが主張する上記権利が憲法13条によって保障されるとした場合、XのYに対する本件削除命令は認められるか検討しなさい。（30点）